

神奈川県いじめ問題再調査会
第一部会
調査報告書

令和7年3月3日

神奈川県いじめ問題再調査会第一部会

目 次

第1章 神奈川県いじめ問題再調査会による本件再調査の目的と手順	1
第1節 再調査に至る経緯	1
第2節 再調査の進め方	1
第3節 主たる検討事項	2
第4節 付帯的な検討事項	3
第5節 神奈川県いじめ問題再調査会第一部会委員	3
第6節 活動経過	4
第2章 本事案の事実関係と重大事態の認定	5
第1節 本事案の事実関係等	5
第1項 当該生徒の自筆書面	5
第2項 保健室の利用に関する訴訟の判決文	5
第3項 担任教諭の陳述書	6
第4項 母親からの聞き取り結果	6
第5項 当該生徒のクラスの生徒によるアンケートの回答	6
第6項 加害を行ったとされる生徒たちからの聞き取りについて	6
第7項 本事案に関する訴訟の判決文	7
第2節 いじめとしての認定と自傷行為への影響の認定	7
第1項 法が規定するいじめとしての認定	7
第2項 関係生徒たちの行動や態度と当該生徒の自傷行為との因果関係	7
第3節 関係生徒たちの行動や態度の原因や背景	8
第3章 本事案に係る当該学校の対応と、その適正性	9
第1節 本事案発生前の学校の対応と問題点	9
第1項 本事案発生前日の養護教諭と担任教諭の対応	9
第2項 本事案発生前日の養護教諭と担任教諭の対応の問題点	9
第2節 本事案発生後の当該学校の対応	10
第1項 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応	10
第2項 学校としての調査実施に係る当該学校の対応	11
第3項 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応	12
第4項 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応	13
第3節 本事案発生後の学校の対応の問題点	14
第1項 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応の問題点	14
第2項 学校としての調査実施に係る当該学校の対応の問題点	15

第3項 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応の問題点	18
第4項 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応の問題点	18
第4節 本事案第三者委員会の問題点(付記)	19
第4章 本事案発生後の県私学振興課の対応の適正性	21
第1節 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点	21
第2節 学校としての調査実施に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点	21
第3節 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点	22
第4節 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点	22
第5節 県私学振興課の不適切発言について	22
第5章 提言	24
付帯意見 重大事態調査の遅延を防ぐ	25

第1章 神奈川県いじめ問題再調査会による本件再調査の目的と手順

第1節 再調査に至る経緯

2014(平成26)年5月20日、X高等学校(以下、「当該学校」という)1学年在籍の女子生徒(以下、「当該生徒」という)が同級生4人(以下、「関係生徒」という)から「イジメられてすごいかんしかったもうたえられないそして一生ゆるさない」等記述された自筆書面を残して自傷し、重篤な意識障害が生じた事案(以下、「本事案」という)に関し、2016(平成28)年12月18日に設置された「X高等学校いじめ問題第三者委員会(以下、「本事案第三者委員会」という)」は2020(令和2)年3月27日付けで答申を行った(X高等学校いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書(答申)。以下、「調査報告書」という)。これに対し、同年5月25日、当該生徒保護者の代理人弁護士が県私学振興課に対して意見書を送付し、調査手続の不備を複数指摘して県知事による再調査を求めた。それを受け、2021(令和3)年2月26日、神奈川県知事は、本事案の調査結果、調査に至る経緯、当該生徒保護者の所見や上述の意見書等を踏まえて再調査の実施について検討し、「第三者委員会による調査の実施に際して当該生徒の保護者に対する事前説明が行われなかったこと」が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下、「調査ガイドライン」という)」上の「再調査の必要性があると考えられる場合」に該当すると判断し、同年4月28日、再調査のための「神奈川県いじめ問題再調査会(注：2023(令和5年)9月19日より、神奈川県いじめ問題再調査会第一部会)」(以下、「本再調査部会」という)を設置した。本報告書は、この本再調査部会による調査報告書(答申)である。

第2節 再調査の進め方

本再調査部会は調査ガイドラインに則って設置されたものであり、本再調査部会の行う調査等は、「いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)」、国による「いじめの防止等のための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という)」、及び調査ガイドラインに則って行う。なお、2013(平成25)年9月28日の法の施行や同年10月11日の国の基本方針の公表は、本事案発生の前であり、学校の設置者及び学校の本事案への対応等の適否を法に則って判断することに問題はない。ただし、国の基本方針は、2017(平成29)年3月14日の改訂で表現が一部変更になったり、詳細に書き加えられたりした部分もある。検討の際は、改訂前の版を用いる。

なお、調査ガイドラインは2017(平成29)年3月に公表されたものであるが、法第28条

第 1 項のいじめの重大事態への対応に関して、全国各地の学校の設置者及び学校による不適切な対応が多く見られたため、法や国の基本方針等に則って適切な調査が実施されるよう、法の趣旨を明確にするために作成されたものである。それゆえに、調査ガイドライン公表前の学校の対応の適否を調査ガイドラインに即して検討することはしないが、法に則った対応とはどのようなものかを示す際の参考としての引用は行う。また、調査ガイドライン公表後の学校の対応の適否に関しては、調査ガイドラインも含めて検討を行う。

ところで、いじめの重大事態に関する再調査においては、重大事態の調査に準じ、いじめが疑われる行為の事実関係や学校の設置者及び学校の対応等について、関係する生徒や教職員からの聞き取り等を行うことが想定されている。しかしながら、本再調査部会が設置されたのは事案発生から既に7年になろうという時点であったことから、本事案発生当時の生徒や学校関係者からの聞き取り等の実施は極めて困難であることが当初から予想された。そこで、本再調査部会では、そうした直接の聞き取り等の努力は行いつつも、学校や県私学振興課等で保存されていた資料や記録、また本事案に係る民事訴訟の裁判記録等を手がかりに、本事案の検討を進めていくこととした。

なお、本事案第三者委員会の調査報告書(答申)等については、関係生徒たちへの聞き取りが実施されたとされてはいるものの、その結果についての詳細は記されておらず、本再調査部会への調査資料等の提供も行われなかったため、記された内容がどのような事実関係に基づくものかの確認ができない。それゆえに、事実関係を推定する際の資料として扱うことはしない。すなわち、本再調査部会による事実関係等の再調査は、本事案第三者委員会の調査とは全く独立した形で実施される調査となる。

第3節 主たる検討事項

本報告書で検討を行うのは、第一義的には、

① 本事案に関する事実関係の解明及びいじめの重大事態に相当するかの判断である。

それに加え、再発防止の観点から、

② 本事案発生前後の学校の対応の適正性及び第三者委員会の調査終了に至るまでの学校の対応の適正性

③ 上記②に伴う、県私学振興課の対応の適正性について、取り上げる。

なお、本再調査のきっかけとなった本事案第三者委員会及びその調査報告書については、その設置のあり方や調査の進め方等について学校の対応の検討の一環で触れるが、その調査報告書の内容の適否についての検討は行わない。先述したとおり、関係生徒たちへの聞き取り等の内容が記されておらず、本再調査部会への調査資料の提供や本事案第三者委員会の委員に対する聞き取りへの協力も得られなかったことから、事実関係を知るための資料

としての信頼性が判断できないからである。

第4節 付帯的な検討事項

本事案発生から本再調査部会の設置までに長い年月がかかったことは先述のとおりであるが、その大半は当該学校の対応の遅さにある。本事案発生から本事案第三者委員会の設置までに2年半余りを、さらに設置から答申の公表までに3年3カ月を費やしたことにより、本再調査部会による再調査の実施は著しく困難となった。

法の第28条には、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、学校の設置者または学校は、その事態への対処と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う旨が規定されている。また、調査ガイドラインには、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性がある場合には再調査の実施について検討することも記されている。なお、調査ガイドラインの公表は、本事案第三者委員会が設置された数ヶ月後であるが、調査報告書(答申)提出の3年前のことである。

それらを勘案するならば、本事案第三者委員会の設置の遅延と、設置後の調査報告書提出の遅延については、望ましい再調査を妨げたものとして問題視せざるを得ない。本事案そのものに係る検討からは少し離れるが、今後、他の学校等において同様の事態の再発防止の観点から、付帯的に提言を行う。

第5節 神奈川県いじめ問題再調査会第一部会委員

役 職	氏 名	所属、役職名等
会 長	滝 充	国立教育政策研究所名誉所員
副会長	田口 幸子	弁護士（神奈川県弁護士会）
委 員	天竺 茂	千葉大学名誉教授
委 員	藤田 純一	精神科医（横浜市立大学附属病院）
委 員	和田 啓子	臨床心理士（神奈川県臨床心理士会）

第6節 活動経過

活動日	活動内容
令和3年4月28日	第1回会議開催
令和3年7月15日	第2回会議開催
令和3年8月10日	保護者への説明
令和3年10月22日	第3回会議開催
令和3年11月10日	当該学校への説明
令和3年11月26日	第4回会議開催、聞き取り調査
令和4年2月3日	第5回会議開催
令和4年4月25日	聞き取り調査
令和4年5月30日	第6回会議開催
令和4年7月7日	聞き取り調査（書面にて）
令和4年9月15日	聞き取り調査
令和4年11月17日	第7回会議開催
令和5年1月26日	中間報告
令和5年3月3日	第8回会議開催
令和5年4月14日	聞き取り調査（書面にて）
令和5年6月22日	第9回会議開催
令和5年9月19日	神奈川県いじめ再調査会第一部会に改称
令和5年10月20日	第10回会議開催
令和5年11月6日	第11回会議開催
令和5年12月15日	第12回会議開催
令和6年2月15日	第13回会議開催
令和6年5月20日	第14回会議開催
令和6年10月23日	第15回会議開催

第2章 本事案の事実関係と重大事態の認定

ここでは、いじめが疑われる本事案が、どのような経緯で発生したものかについての検討を行う。なお、後述するとおり、関係生徒からの協力が得られなかったことから、関係者の記した記録やメモ等に基づいて事実関係を判断し、いじめとして認知されるべきか、重大事態に相当するのか、について判断する。

第1節 本事案の事実関係等

第1項 当該生徒の自筆書面

当該生徒が自傷行為に及び、意識不明の状態で見つかったのは、2014(平成26)年5月20日朝のことである。後に当該生徒の居室からは、同人の自筆書面が警察によって発見され、これには関係生徒として4人の名を挙げた上で、いじめに耐えられない、関係生徒達を許さない旨が綴られていた。当該生徒が重篤な意識障害の状態にあるため、本再調査部会が聞き取りを行うのは不可能であるが、自筆書面に書かれていることを当該生徒の訴え、いわゆる「遺書」として扱うことはできる。

第2項 保健室の利用に関する訴訟の判決文

この前日の同年5月19日、当該生徒は登校後、腹痛と気分が悪いと訴え保健室に行き、養護教諭が当該生徒に体調不良の原因について聞き取っていると、当該生徒は、「友達と…」と言い、泣き出した。その後、当該生徒は友人とのトラブルについて話を始めており、本事案の訴訟における判決文の中でも、養護教諭とのやり取りについて、以下のような内容がある。

- ・友達の当該生徒に対する態度が今までと違いしっくりこない
- ・5月15日(木)から態度がおかしくなりはじめた
- ・5月16日(金)になって話しかけても応えてくれないときがあった
- ・土曜日(5月17日)は部活があったけど気が進まなかったので、母には部活は休みだと言って休んだ
- ・日曜日(5月18日)はもともと部活がなかったので家にいた

養護教諭が当該生徒に対し、思い当たる原因を尋ねると、当該生徒が語ったこととは、以下のような内容である。

- ・当該生徒が持っている携帯電話だとLINEができないので、もしかしたら、そこで何か悪口とか言われているかもしれない

当該生徒の申告を受けた養護教諭は、1限目の担当教諭と担任教諭に連絡を入れ、1限目と2限目を欠課とした。

その後、3限目に担任教諭に対しても、本事案について当該生徒は相談した。

第3項 担任教諭の陳述書

また、担任教諭もほぼ同じ内容を聞き取ったことが、本事案に関する訴訟における担任教諭の陳述書に記されている。担任教諭が聞き取った内容として語ったのは、以下のような内容である。

- ・はっきりと原因はわからないけど、最近になって、にらまれたり笑われたり、輪に入れてくれなかったり、わざとではないと思うけどぶつかっても謝ってくれなかったことがある。
- ・原因があるとしたら、携帯のことかもしれない。LINEをやる時は、iPod Touchを使っていて、Wi-Fiが飛んでいるところのみ、LINEを使うことできるので、返信が遅れてしまうからかもしれない。
- ・今まではYou Tubeや他の友人とのLINEでのトークも見せてくれていたのに、最近は覗きこもうとすると見せてくれなくなった。

第4項 母親からの聞き取り結果

担任教諭と話した後、当該生徒は3限目途中から教室に戻り、昼食は担任教諭の控え室で一緒に摂り、5～6限は再び教室に戻った。その後、帰宅した当該生徒は、両親に対しても同様の説明を行っている。本事案について、当調査部会が両親から聞き取り調査を行い、その際の当該生徒のやり取りについて、母親が語ったのは、以下のような内容であった。

- ・私が声をかけると泣いていたため、私はびっくりして、どうしたのかと尋ねると、娘は「いじめられた」と言った。
- ・娘から詳しく話を聞いてみると、「学校で、友達から無視されたり、睨まれたりして、こっちに来るなっていう感じになっている。休み時間には、教室の教壇のところで、何もなかったように、たまたまぶつかってきたように押されたり、後ろからどつかれたりした」と話した。
- ・娘は友達に対し、「私は、LINEなどはWi-Fiがあるところでしかできない」ということを説明したが、分かってもらえなかったと話した。私は娘と「それが原因かもしれないから、やっぱり必要かもね」と話し、私が「何か他に思い当たることはないの」と聞くと「分からない。スマホかもしれない。使えるはずなのに、人を見てくると思われてるかも」と答えた。
- ・娘は、iPod touchではラインのグループがあり、夜だったらみんなの会話に参加できるけど、昼間にラインが進んでいる時に全然気付かないで返せない状況だった。

第5項 当該生徒のクラスの生徒によるアンケートの回答

後日、当該生徒のクラスの生徒たちに実施されたアンケートの回答の中でも、当該生徒の様子として、「はぶかれているとLINEで相談を受けた」というものや、「昼食時間に、グループの人たちは彼女を避けようとしていた」という内容の記述があった。

第6項 加害を行ったとされる生徒たちからの聞き取りについて

一方、名指しされた関係生徒たちであるが、4名の内、3名は連絡先の確認が取れ、これらの者に対して調査協力依頼の文書を送付したが、3名全員から、当時話したことが全てなので再調査には協力できない旨の回答があり、協力は得られなかった。また、残る1名については連絡先が確認できず、協力依頼自体が出来なかった。

しかし、所轄警察署の捜査員が当該学級全員の取調べを進め、同年6月5日には関係生徒たちの取調べを行った。その結果、判明したことは以下のような内容である。

- ・関係生徒4名がいじめ（意地悪）をした。
- ・グループで省いた。

第7項 本事案に関する訴訟の判決文

なお、本事案の訴訟における判決文の中でも、以下のような内容が認定されている。

- ・当該生徒が関係生徒たちと親しい友人関係を築きつつあったが、同年5月15日から関係生徒たちの当該生徒に対する態度が変化し、同日、16日及び19日に、関係生徒たちから無視をされる、にらまれる、笑われる、関係生徒にぶつかられても謝ってもらえないなどの行為をされたこと。
- ・当該生徒が当時スマートフォンを所持していなかったため、関係生徒たちのスマートフォンを見せてもらうことがあったところ、スマートフォンの画面を伏せられる行為があったこと。
- ・その結果、当該生徒は、関係生徒たちの輪に入れてもらえなくなったと感じ、その原因は自分がスマートフォンを所持しておらず、関係生徒たちとのLINEのやり取りの際に返信が遅れてしまうことにあるのではないかと考えていたこと。
- ・当該生徒関係生徒たちの様子を見ていた同クラスの生徒らの中には、当該生徒が友達の輪からはみ出し、ポツンとしていると感じていた者がいたこと。

以上、1項から7項の記録等から、本再調査部会は、関係生徒4人の行動や態度によって当該生徒が辛い思いをしたという、いじめを疑うべき事実があったと判断する。

第2節 いじめとしての認定と自傷行為への影響の認定

第1項 法が規定するいじめとしての認定

法の第2条には、「いじめ」の定義として、

- ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

とされている。先述したとおり、当該生徒は、同じクラスで仲の良かった関係生徒4人による、当該生徒に対して無視する、グループから省く、睨む、笑う、ぶつかっても謝らない、スマートフォンを覗き込んだ際にスマートフォンを伏せるなどの行動や態度により、辛い思いをした事実が確認できる。そのことから、法に則り、本事案をいじめとして認知されるべき事案と判断する。

第2項 関係生徒たちの行動や態度と当該生徒の自傷行為との因果関係

次に、このいじめ事案が重大事態に当たるかどうかであるが、前節1項で触れた自筆書面から明らかなおと、当該生徒の自傷行為に対し、関係生徒たちの行動や態度がなにが

しか影響を及ぼしたと考えるのが自然である。すなわち、本事案は、法の規定する重大事態に相当する事案と判断する。

ただし、それが自傷行為に至らしめる主因であったのか、他に影響を及ぼした要因がなかったのか、等については、それらを判断できる資料は存在しない。また、再調査の目的は自傷行為等の因果関係を明らかにすることでもない。本再調査部会が設置される根拠である調査ガイドラインによれば、重大事態の調査は、

- ・ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的

とされている。すなわち、本事案で言えば、自傷行為に向かうことに影響を与えた可能性のある行為はどのようなものであったのか、それが防止されなかったり早期発見されなかったりしたのはなぜなのか、等の解明を目的としている。それゆえに、因果関係に関しては、程度は不明ではあるが影響を及ぼしたものと推認し、本事案が重大事態に相当するとの判断にとどめる。

第3節 関係生徒たちの行動や態度の原因や背景

関係生徒たちは、なぜ当該生徒に対して前述のような行動や態度をとったのかについては、一切が不明である。本事案第三者委員会は、その点について調査報告書の中で何も触れておらず、本再調査部会に対する協力についても、調査資料の提供や委員からの聞き取りなど、全く得られなかった。直接に関係生徒たちに聞き取りを行ったとしているものの、何について聞き取りを行ったのか、どのような回答だったのかさえも不明である。

いじめの重大事態の調査である以上、関係生徒たちが行ったとして警察に認めた「意地悪」をした理由やきっかけを尋ねるのは当然のことと思われるが、そうした内容については、一切の言及がなされていない。そのため、本事案のいじめが、なぜ起きたのか、どうすれば防げたのか、等については検討できなかった。

第3章 本事案に係る当該学校の対応と、その適正性

ここでは、本事案のようないじめの重大事態事案の再発防止を目的として、2014(平成26)年5月19日以降の当該学校の対応について概観し、それらが法に則った対応であったか否かを検討する。

第1節 本事案発生前の学校の対応と問題点

ここでは、自傷行為に至る前日の、当該生徒に対する当該学校の対応について記すとともに、その問題点を指摘する。

第1項 本事案発生前日の養護教諭と担任教諭の対応

2章1節の2項と3項を踏まえると、以下のような状況が窺える。2014(平成26)年5月19日、体調不良を訴えた当該生徒から、養護教諭がその原因を聞き取っている際、当該生徒が泣き出し、友人とのトラブルについて話し始めた。養護教諭は、担任教諭と担任教諭に連絡し、1,2限目を欠課とし、本事案に係る事情を話した当該生徒の対応をした。

担任教諭は3時限目になって、当該生徒から本事案について、養護教諭とほぼ同じ内容を聞き取り、相談に応じた。その後、当該生徒は、3時限目途中から教室に戻り、授業を受けた。

同日の3、4時限の授業を受けた後の昼食時間に、当該生徒は改めて担任教諭に対し、クラスでの居心地の悪さを伝えている。担任教諭は、当該生徒に対し、様子を見ること等の助言を行った。

昼食時間終了後、当該生徒は5、6限目の授業には出席し、下校した。

これらの対応は、生徒同士のトラブルが発生した際の生徒への対応として見た場合には、大きな問題点はなかったと判断する。当該生徒が翌朝に自傷行為を行ったという結果から考えれば、もっと何かできたのではないかということにはなるが、木曜日から始まったらしい行為について翌週の月曜日の朝に訴えがあった際、その翌朝に自傷行為に及ぶという可能性までを予見することを期待するのは酷とも言える。もちろん、本事案を踏まえば、今後、同様の訴えがあったような場合には、そうした最悪の事態も予想した対応が求められよう。

第2項 本事案発生前日の養護教諭と担任教諭の対応の問題点

一方、前述の対応は、いじめ防止対策における法に則った対応であったかという点から

は、問題がある。法の第 23 条には、

- ・児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする

とされている。当該生徒が訴えた内容は、いじめと決めつけることはできないまでも、いじめの可能性を十分に疑いうるものであった。すなわち、養護教諭も担任教諭も、当該生徒の訴えを聞いた時点で、本事案をいじめの疑いがあるものとして速やかに校内のいじめ対策組織に報告を行うべきであった、そのうえで、学校のいじめ対策組織が事実関係の調査を行い、いじめか否かの認知を含め、その後の対応へと進むべきであった。国の基本方針においても、

- ・特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

と記されているとおり、まずはいじめを疑って報告し、事実関係の調査に進むというのが法に則った対応である。仮に、そうした対応がなされていたとしても、本事案の自傷行為を止めるには至らなかった可能性は高いが、同様の事案の再発防止という観点からは、そのような手順で対応が進められるべきであったと言える。

以上のことから、いじめ対策組織への報告とその後の認知等に関する組織的な対応について、法に則ったものではなかったと判断する。

⇒問題点① [いじめ対策組織への報告と組織としての認知・対応について]

第 2 節 本事案発生後の当該学校の対応

ここでは、本事案が発生した後から本再調査部会設置前までの、一連の当該学校の対応について記すこととし、問題点の指摘は次節で行う。ここで主に依拠したのは、当該学校が提供した資料『時系列』と私学振興課作成の資料である。

第 1 項 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応

2014(平成 26)年 5 月 20 日朝、当該学校は、当該生徒の父から「当該生徒を体調不良で欠席させる」との連絡を受けたが、同日午後には「自殺未遂で救急搬送され、治療中である」との連絡を受け、担任教諭と教頭を病院に向かわせて状況を確認した。同日午後 3 時ころには、所轄警察署から当該学校に捜査の協力依頼に関する連絡があり、その後、当該学校で捜査に関する打合せが行われ、当該学校管理職は関係者の聞き取り調査に関する流れの確認をした。

翌 21 日午前中に、当該学校学校長が県私学振興課に本事案発生を報告し、同日午後には警察による当該学校職員などへの事情聴取があった。また、県私学振興課教育指導総括が当該学校を訪れ、学校長以下管理職に対して対応方法を教示した。

同月 23 日、当該学校において、学校管理職、警察、県私学振興課員による打合せが行われた。このとき当該学校に対し、警察から当該学級全員に対する聞き取り調査実施の許可要請があり、当該生徒の保護者が警察の捜査の先行を望んでいたため、警察が当該学級全員に対する聞き取り調査を行うこととなった。

同月 27 日には緊急保護者会が開かれ、翌 28 日には当該学級を対象としたアンケート調査である「生活アンケート」が行われるとともに、担任教諭と生徒の二者面談が行われた。

同年 6 月 5 日、当該学校で警察が関係生徒たちの聞き取り調査を行った結果、「いじめ（意地悪）をした、グループで省いた」という話が出たため、保護者、学校職員にも共有された上で、さらに詳細な聞き取りが行われることとなった。

同年 6 月 25 日、当該学校は、警察署員から「刑法に関わる犯罪行為はなかった。当該生徒が快復し、事件性のある供述が出てきた場合は再捜査となる」旨の報告を受け、捜査は一旦打ち切られることとなった。

第 2 項 学校としての調査実施に係る当該学校の対応

同年 6 月 26 日、当該学校は、捜査結果を県私学振興課に連絡し、さらに「いじめ行為による重大事態とは判断しない。なぜなら警察捜査でも原因が判断できなかった問題であり、学校は警察以上の調査はできないと判断した」と当該学校の見解を伝えた。

同年 7 月 8 日、当該学校の学校長、教頭が当該生徒の面会に訪れた際に、当該生徒の保護者から「警察は刑法にかかる犯罪行為はなかったと判断したが、いじめ行為はあったとも聞いているので納得していない」、「今後、第三者委員会を組織し学校は引き続き調べて欲しい」と要請を受けた。

同月 10 日、当該学校は県私学振興課に連絡し、当該生徒の保護者による第三者委員会の調査の要望への対応に関する打合せを行い、調査組織は“重大事態”の報告とは別に考える旨を決め、以下のような枠組みを決めている。

- ・ いじめ防止対策推進法に沿った調査組織を設置し、本事案の調査を行う
- ・ 調査組織には第三者に参加を依頼する
- ・ 現時点では、本事案をいじめの重大事態とはせず、調査により自殺未遂の直接の原因がいじめであると判明した場合は、改めて、県に対し、いじめの重大事態発生を報告する

同年 8 月 26 日、調査組織設置の決定後、県私学振興課が第三者委員の人選を行って準備を進め、複数回の打ち合わせを経た結果、第三者委員が確定した。

翌 27 日、当該学校学校長と教頭が当該生徒の保護者に対して調査開始に関する報告をした。なお、この調査委員会は、本事案第三者委員会に先立つもので、「X 高等学校第三

者を含む教育改善委員会(以下、「教育改善委員会」という)」と称されていた。

同年 9 月 11 日、当該学校職員・第三者委員 3 名で構成される教育改善委員会の第一回会議が開催された。その構成については、「当該学校校長、副校長、教頭、及び第三者である教育関係者、学識経験者で構成する」とされており、これに県私学振興課も書記として携わる形で活動が行われた。

同年 10 月 11 日、教育改善委員会の第三者委員 3 名と当該生徒の保護者との面談が行われた。当該面談は一時間で終わり、当該生徒の保護者には伝えたい話が残っていたものの、その後、意見聴取の機会は設けられなかった。

同年 11 月 22 日に第 3 回教育改善委員会の会議が実施され、自殺未遂の原因の考察、学校への提言等に関する審議が行われた。

同年 12 月 25 日、第 4 回教育改善委員会の会議が実施され、当該生徒保護者に対し、調査結果の報告書(「X 高等学校第三者を含む教育改善委員会報告書」。以下、「改善委員会報告書」という)が提出された。改善委員会報告書の内容の理解には熟読を要することから、その他の意見聴取は後日に持ち越すこととなり、当該報告をもって教育改善委員会の調査は終了した。

2015(平成 27)年 1 月 26 日、当該学校副校長は、教育改善委員会の調査結果報告から一カ月経過し、これに対する当該生徒の保護者からの反応がなかったため、関係生徒の保護者たちに対して調査結果の報告と状況の説明を行った。

同年 2 月 27 日、当該学校に新聞記者から連絡があり、本事案に係る質問を受けたことで、X 高等学校は当該生徒の保護者から訴訟が提起された事実を把握し、同年 3 月 17 日には訴状が送達された。

第 3 項 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応

同年 12 月 18 日、裁判が続く中、当該生徒保護者が県私学振興課に「教育改善委員会の調査結果には納得できない、再調査をお願いしたい」旨を伝えたことを受け、私学振興課は、再調査ではなく、重大事態の報告と調査を当該学校に対して促すことを当該生徒保護者に約束し、当該学校に対し、「当該生徒の保護者からいじめの重大事態として認めてほしい旨の要望があった」旨を連絡した。

その後、県私学振興課からは、「当該生徒の保護者からいじめによる自殺未遂が重大事態として取り扱われないことに関する相談を受けた。国の基本方針に照らせば本件は重大事態として取り扱われるべきである。」との文部科学省児童生徒課からの連絡を受けた旨が、当該学校に伝えられた。

同月 28 日、当該学校管理職は、県私学振興課といじめの重大事態としての取扱いに関する会議を行った。両者には意見の対立があり、当該事案に係争中だったこともあり、会議の場で結論は出ず、議論は翌年に持ち越されることとなった。

2016(平成 28)年 1 月 18 日、当該学校は顧問弁護士といじめの重大事態の認知に関する

協議を行い、その後も県私学振興課とやりとりするものの平行線をたどり、いじめ重大事態としての認知がなされない状態が続いた。

同年8月10日、当該学校は、県私学振興課から、当該生徒の保護者の代理人弁護士による同年8月8日付の県知事宛の通知書を受領した旨の報告を受けた。

同年8月30日、当該学校は、県私学振興課から連絡を受け、「いじめの重大事態の報告書を出さないことは法に反しており、訴訟中で対応できないというのは理由にならない。重大事態の報告書を出さないのであれば法違反でもあるので、学校閉鎖命令を出すという内容も含めて指導するように文科省から指示があった」と改めていじめの重大事態としての対応を求められた。

翌31日、当該学校は、県私学振興課からのいじめ防止対策推進法に基づく対応を求める文書を受領し、これを同校の顧問弁護士に送信して対応に関する見解を求めた。

同年9月1日、当該学校は、顧問弁護士から「いじめがあったかなかったかにかかわらず、自損行為があった事実から、速やかに重大事態の報告をすることが適切であると考え」旨の報告書を受領した。その後、当該学校は教育改善委員会の座長と相談した上で、いじめの重大事態として対応する方針に転換し、県私学振興課といじめによる重大事態の発生報告書の内容について調整を進めた上で、同月14日に同発生報告書を提出した。

同年9月26日、当該学校において、当該学校職員、教育改善委員会の第三者委員3名及び県私学振興課員により、重大事態としての調査組織設置に関する打ち合わせが行われた。同打ち合わせでは、同校関係者は委員として参加せず事務局を担うこと、教育改善委員会の委員3名に加え、第三者性を担保できるような組織から新たな委員を2名迎えることが決定された。

同年11月7日、民事訴訟の地裁判決が言い渡され、原告の請求棄却となったが、同月16日に原告が控訴し、訴訟は継続することとなった。

第4項 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応

同年12月12日、いじめの重大事態に対する調査を目的とした調査組織の名称を「X高等学校いじめ問題第三者委員会」に決定し、同月18日に第一回目の会議が開かれた。本事案第三者委員会の委員長には教育改善委員会の座長がそのまま就任し、教育改善委員会の保有資料も引き継がれた。本事案第三者委員会では追加調査として関係生徒、当該生徒の友人、担任教諭、養護教諭に対する聞き取りを実施し、改めて調査報告書を提出することが決定された。当該学校は本事案第三者委員会の公平性・中立性を確保するためにその活動に委員としては関与せず、以後は事務局及び調査協力者として携わり、県私学振興課は、同第三者委員会の調査報告書完成までは主体的に関わることなく、折々に進捗状況を確認した。

本事案第三者委員会は、2017(平成29)年1月25日、同年2月8日に聞き取り調査を実施して当初予定した調査を終えたが、当該生徒の保護者からの聞き取り調査は行われず、

その実施自体の予定がなかった。

同年 5 月 11 日に控訴審判決で原告の請求棄却となり、さらに、同年 11 月 16 日には上告棄却され、本事案に係る民事訴訟は判決が確定した。しかしながら、本事案第三者委員会は、訴訟の終結後も速やかには調査報告書を提出せず、そのまま 2 年以上が経過した後、2020(令和 2)年 3 月 27 日付調査報告書が提出された。

同調査報告書が当該学校に提出された後、同月 31 日に当該学校は県私学振興課にこれを提出した。

同年 5 月 27 日、県私学振興課は、本報告書冒頭で触れた当該生徒の保護者の代理人からの、本事案第三者委員会の調査報告書に関する意見書を受領し、本再調査部会の設置に至った。

第 3 節 本事案発生後の学校の対応の問題点

ここでは、前節で見てきた当該学校の一連の対応について、法に則り、その問題点を指摘する。なお、各項は、前節の各項と対応する形とした。

第 1 項 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応の問題点

法に則った対応という点から言えば、当該学校は、県私学振興課に本事案発生を報告した時点、2014(平成 26)年 5 月 21 日午前中に、いじめが疑われる行為により重大事態となった可能性がある旨を報告すべきであった。法の第 28 条には、「重大事態」として、

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

を筆頭に掲げている。すなわち、疑いの時点での対応を求めている。さらに、参考までに示しておく、調査ガイドラインには以下のように記されている。

- ・学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第 29 条から第 32 条まで)。

つまり、法に則れば、いじめを疑った重大事態の発生を報告し、調査に取り組むべきであった。もちろん、その後の調査で自傷行為との因果関係がないことが明らかになった場合には重大事態ではなかったと修正し、いじめ行為と認知する必要すらないとわかった場合にはいじめではなかったと修正することもできる。

また、同年 6 月 25 日、警察の捜査が完了した時点では、既に 6 月 5 日の警察による関係生徒たちの聞き取り調査の結果、「いじめ(意地悪)をした、グループで省いた」という話も出ていた。遅くともこの段階では、いじめの疑いのある事案ではなく、重大事態の可能性のあるいじめ事案として報告した後、警察の捜査終了後、速やかに調査を開始でき

る準備に入るべきであった。

以上のことから、いじめ重大事態としての報告とその後の調査の実施について、法に則ったものではなかったと判断する。

⇒問題点② [いじめ重大事態としての報告とその後の調査実施について]

第2項 学校としての調査実施に係る当該学校の対応の問題点

2014(平成26)年6月26日、当該学校が県私学振興課に捜査結果を連絡した際に伝えたと言われる「いじめ行為による重大事態とは判断しない。なぜなら警察捜査でも原因が判断できなかった問題であり、学校は警察以上の調査はできないと判断した」との見解であるが、重大事態と判断するかどうかは別としても、警察の捜査により「関係生徒4名がいじめ(意地悪)をした」「グループで省いた」ことが明らかになった以上、学校として生徒間のトラブルに対する調査を実施し、いじめとしての認知を行うべきであった。国の基本方針には、いじめか否かの認知に関して、

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に
関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知
することが必要である。

と記されている。また、国の基本方針には、重大事態の可能性がある場合の調査について、

- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とする
ものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該
事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

とも記されている。つまり、学校として行ういじめの調査は警察の行う捜査とは目的が異なるものであることが明記されている。

本事案の警察の捜査は、自傷行為の原因は何か、それに先立つ関係生徒の行為は犯罪に当たるか否かを中心に明らかにしようとしたように見受けられるが、警察の捜査が見落とししたり、問題視しなかったりする事実でも、再発防止の上では重要になることは十分にあり得る。本事案で言えば、関係生徒たちが、何が原因で、何をきっかけとして、当該生徒に苦痛を感じさせる行為を行うことになったのかについては、関係生徒たちからの聞き取りなしには解明できない。また、関係生徒たちのそうした行為の背景にある心情に、学校の教職員の指導等が影響した可能性もありうる。そうした点を聞き取ることは、再発防止という観点だけでなく、関係生徒を含む生徒全員に対するその後の指導やケアにとっても不可欠である。そうした理由を考えれば、重大事態と判断しないにせよ、学校として詳細ないじめの調査を行う必要があった。

以上のことから、重大事態かどうかはさておいたとしても、いじめ調査の実施は不可欠であり、その対応について、法に則ったものではなかったと判断する。

⇒問題点③ [いじめ調査の実施について]

さらに、その後の同年7月8日、当該学校の学校長、教頭が当該生徒の面会に訪れた際に、当該生徒の保護者から「警察は刑法にかかる犯罪行為はなかったと判断したが、いじめ行為はあったとも聞いているので納得していない」、「今後、第三者委員会を組織し学校は引き続き調べて欲しい」との依頼を受けている。この時点で、本事案は重大事態としての報告と調査が求められる事案として扱うべきであった。国の基本方針にも、

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

とされている。さらに、参考までに示しておく、調査ガイドラインには、そうすべき理由も含めて次のように記されている。

- ・被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

すなわち、本事案においても、当該生徒の保護者の依頼があった時点で自動的にいじめの重大事態としての報告・調査が求められることになっているのに、そのような対応を行わなかった。

以上のことから、いじめ重大事態としての報告と調査の実施について、法に則ったものではなかったと判断する。

⇒問題点④ [いじめ重大事態としての報告と調査の実施について]

なお、この後に、当該学校が県私学振興課と打合せを行って設置を決めた調査組織(教育改善委員会)の構成については、必ずしも問題とは言えない。そもそも、重大事態の報告をしていない段階では、重大事態の調査の基準を満たす必要はないと主張できるからでもあるが、重大事態の調査の場合でも、法は学校が主体となった調査を否定してはいない。完全な第三者性を持つものではなかったとしても、それ自体で法に則っていないとは言えない。

しかしながら、「現時点では、本事案をいじめの重大事態とはせず」や「自殺未遂の直接の原因がいじめであると判明した場合」など、調査の目的をはき違えさせるかのような枠組みを事前に当該学校が決めていた点には問題がある。生徒の訴えるいじめが疑われる事案が起き、その直後に自傷行為が続いている以上、そこにながしかなの影響はなかったかを明らかにするための調査に対し、余計な制限を加えたり、異なる方向付けをしたりする枠組を設定するのは、前項で引用した国の基本方針や調査ガイドラインから明らか

なとおり、法に則った対応とは言えない。「いじめの重大事態を疑って」行うべき調査を「現時点では、本事案をいじめの重大事態とはせず」と条件を付けたり、「自殺未遂に影響を及ぼした可能性がある場合」ではなく「自殺未遂の直接の原因がいじめであると判明した場合」のように判断基準を高く設定したりする当該学校の姿勢は、いじめはなかった、自傷行為とは関係がない、という結論ありきのものと疑われても仕方がない。

このような当該学校の対応は、その後、調査ガイドラインが作成されるに当たって問題視されていた全国各地の学校に見られた誤った対応の典型例とすら言える。すなわち、調査ガイドラインには、学校が注意すべきことや慎むべきこととして以下のように記されているが、当該学校の対応は以下に引用する「あってはならない」ことに他ならない。

- ・学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- ・特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- ・(前略)学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- ・以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

以上のことから、教育改善委員会に対する当該学校の姿勢について、法に則ったものではなかったと判断する。

⇒問題点⑤ [学校主体の教育改善委員会に対する当該学校の姿勢について]

教育改善委員会の発足後、4回の会議を経て、同年12月25日には改善委員会報告書が提出され、教育改善委員会の調査は終了した。この間の調査の進め方に関して、当該学校の対応に不十分な点や不誠実な点があったことは、この後に当該生徒保護者が民事訴訟を起こしたことからも明らかである。そうなった理由の一つとして、重大事態の調査であったならば求められた当該生徒保護者への聞き取りが適切に行われなかった点をあげられる。教育改善委員会の第三者委員と当該生徒保護者との面談は、同年10月11日に行われ、当該生徒の人柄や生活状況などの聞き取りがあり、保護者から当該生徒の自筆証書が提出されたが、面談は1時間で終了し、当該生徒の保護者には他に伝えたい話もあったが、その後の意見聴取の機会は設けられなかった。

もちろん、本事案を重大事態と認めない前提の教育改善委員会であり、正式な重大事態の調査組織ではない教育改善委員会が、重大事態の調査であれば求められる当該保護者への十分な説明や要望の聞き取り（次節で詳述）を行わなくとも無理はないが、その背景には、捜査終結後に当該学校が示した見解から一貫している「本事案を重大事態とは判断しない」とする当該学校の姿勢があることも否めない。そして、翌 2015(平成 27)年 3 月 17 日、当該学校は当該保護者からの訴状を受け取り、その後、裁判へと進んだ。

以上のことから、重大事態とは認めようとしながゆえの当該生徒保護者への説明や要望の聞き取りの不十分さについて、法の趣旨を踏まえたものではなかったと判断する。
⇒問題点⑥ [いじめ調査における当該生徒保護者への説明・要望の聞き取りについて]

第 3 項 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応の問題点

裁判が続く中、2015(平成 27)年 12 月 18 日、当該生徒保護者が県私学振興課に再調査の要望を伝え、その後、県私学振興課と当該学校とのやり取りが繰り返された 9 カ月後の 2016(平成 28)年 9 月 14 日、当該学校は重大事態の発生報告書を県私学振興課に提出し、教育改善委員会の委員 3 名に加え、第三者性を担保できるような組織から新たな委員を 2 名迎え、いじめの重大事態の調査を行う目的で本事案第三者委員会の設置に動いた。こうした調査組織の設置のあり方については、必ずしも問題ではない。参考までに示すと、調査ガイドラインにおいても、私立学校において学校が主体となって調査を行う場合には、「既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織に第三者を加える場合」と「学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合」の二通りが想定されており、教育改善委員会を既存の組織と見なすならば、そこに第三者を加えた本事案第三者委員の設置も、形式上は法に反してはいないと解釈できるからである。

なお、当該生徒保護者による再調査の要望からいじめの重大事態としての報告や正式な第三者委員会の設置に至るまでの一連の学校の対応は、法の正しい理解に基づかない当該学校の認識に由来するものと言える。すなわち、いじめを疑い、重大事態の可能性のある事案として向き合うことを、あたかも避けようとするかのような姿勢や対応にある。そして、次章で扱うが、正しい対応を助言はするものの、学校の対応に押し切られてきた形の県私学振興課の対応の誤りも大きい。いずれにしても、当該生徒保護者の調査の要望は当初から繰り返し示されていたにもかかわらず、学校の誤った認識によっていじめの重大事態としての報告と調査の開始は 2 年半余りも引き延ばされた形になった。

以上のことから、当該学校の法に対する理解は適切なものではなかったと判断する。
⇒問題点⑦ [法に対する理解について]

第 4 項 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応の問題点

2016(平成 28)年 12 月 18 日、本事案第三者委員会は第一回目の会議を開き、追加調査として関係生徒たち、当該生徒の友人、担任教諭、養護教諭に対する聞き取りを実施し、

改めて調査報告書を提出することを決定後、2017(平成 29)年 1 月 25 日、同年 2 月 8 日に聞き取り調査を実施して、当初予定した調査を終えた。

その後、同年 11 月 16 日には、本事案に係る訴訟は上告棄却となって終了したが、その後も委員会を開くこともなく、調査報告書を提出もせず、2 年以上の空白の後、2020(令和 2)年 3 月 27 日付で調査報告書が提出された。

この空白の間、当該学校は本事案第三者委員会の中立性を保つために距離を置いていたとはいえ、何の督促もせず放置し続けたことは、大きな問題である。改めて引用するまでもなく、法に則れば速やかな調査の実施と報告は必須である。いじめ重大事態調査の目的は裁判とは異なるため、裁判への影響を考慮する必要は全くなく、調査終了後、速やかに報告すべきであった。仮に、裁判への影響の考慮を認めたとしても、裁判の終結後、2 年以上の空白を学校が放置し続けたことは不可解かつ不誠実と言わざるを得ない。

以上のことから、速やかな調査報告を促すなどを行わなかった当該学校の対応について、法に則った対応ではなかったと判断する。

⇒問題点⑧ [速やかな調査報告の督促について]

第 4 節 本事案第三者委員会の問題点(付記)

本事案第三者委員会は、先行した教育改善委員会とは異なり、学校とは独立した調査組織という形をとっている。それゆえに、本事案第三者委員会の問題点を学校の対応の問題点の文脈で論じるのは適切ではない。そこで、付記という形で示す。

本事案第三者委員会は、いじめの重大事態を目的として正式に設置されたもののはずである。しかしながら、先行した教育改善委員会の際と同様に、本章 2 節 2 項で触れた当該生徒保護者への調査に関する十分な説明を行っておらず、保護者の要望を聞くこともしていない。教育改善委員会からの資料を引き継いでいるとの理由で当該生徒保護者からの事実関係に関する 2 回目の聞き取りを行わないとの判断はあり得なくもない。しかし、それを省略するからといって、当該生徒保護者に対する重大事態としての調査に関する説明や要望を聞く機会まで省略するのは、いじめが疑われる重大事態の調査としては致命的とも言える誤りである。

国の基本方針には、「重大事態への対処」として、学校の設置者又は学校による調査についてかなり詳細に記している。中でも「事実関係を明確にするための調査の実施」として、

・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

と記している。そして、本事案が該当する「いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能

な場合」として、次のように記している。

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

ここから明らかなとおり、本事案第三者委員会は、いじめの重大事態の調査を行う組織でありながら、法に則って調査を行うことに対する理解や姿勢が欠落していたと指摘せざるを得ない。先述したとおり、当該学校の法に対する理解不足があったにせよ、学校とは独立した形で設置されたはずの本事案第三者委員会である。にもかかわらず、法に則らない形で調査が進められた事情や理由については、一切が不明である。本事案第三者委員会からは本再調査部会に対する協力を得られず、関係資料の提供も、関係委員に対する聞き取りの機会も得られなかったためである。

いずれにせよ、法に則ることのない適正を欠く進め方で調査が行われたのは事実であり、当該保護者が県知事に再調査を求めたのは、当然のことと言える。

以上のことから、いじめ重大事態事案の調査でありながら、当該生徒保護者への説明や要望の聞き取りを行わなかったことについて、法に則った対応ではなかったと判断する。

⇒問題点⑨〔重大事態調査における当該生徒保護者への説明・要望の聞き取り不足について〕

第4章 本事案発生後の県私学振興課の対応の適正性

ここでは、本事案発生後の県私学振興課の対応について、法に則ったものであったかを検討する。ただし、私立学校に対する行政の権限は法で制限されている。それゆえに、学校が法に則った対応をすべき時に適切な助言を提供したのか、学校が法に則った対応をしていない時に、それを容認することなく適切な助言をし続けたか、を問題にする。

第1節 本事案発生後から警察の捜査終了までの当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点

2014(平成26)年5月21日午前中に、県私学振興課は当該学校長から本事案発生の報告を受けた。同日午後には、県私学振興課教育指導総括が当該学校を訪れ、学校長以下管理職に対して「いじめの重大事態としての対応を検討するように」と対応方法を教示している。この助言自体は法に則ったものではあるが、より具体的には、「いじめの重大事態が疑われる事案が発生した可能性がある旨の報告を速やかに行うこと」を当該学校に促すべきであった。

第2節 学校としての調査実施に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点

その後、当該生徒保護者の要望もあって警察の捜査が先行したが、6月25日の捜査の打ち切りを受け、翌6月26日に当該学校からの報告の際に、「いじめの重大事態とは判断しない」との見解が示された。この見解の問題点については、本報告書の3章で指摘したとおりであり、県私学振興課はこの見解を法に則った判断とは言えない旨指導すべきであった。

また、平成26年7月10日には、当該生徒の保護者が第三者委員会の設置を求めている旨を当該学校の教頭から聞いており、この時点でいじめを疑い、重大事態事案として調査の開始が必要になったことを明言し、その対応を促すべきであった。

その後、県私学振興課は、法の手続上にはない形での教育改善委員会の設置を指導した。本来は、いじめの重大事態としての調査を繰り返し説くべきであり、この時点で文部科学省に望ましい指導について助言を受けることもできたにもかかわらず、法に則らない学校の対応を容認し続けた。

第3節 当該生徒保護者からの再調査の要望に対する当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点

2015(平成 27)年 12 月 18 日、当該生徒保護者による「教育改善委員会の調査結果には納得できない、再調査をお願いしたい」旨の要望を受け、県私学振興課は当該学校に対して、教育改善委員会という法に則っていない調査組織ではなく、いじめの重大事態調査のための調査組織による調査を求めることになった。

そして、2016(平成 28)年 9 月 14 日、当該学校は重大事態の発生報告書を提出し、いじめの重大事態の調査を行う目的で本事案第三者委員会の設置に動くことになるが、この時点で、県私学振興課は、3 章 4 節で指摘した法や国の基本方針に則ったいじめ重大事態調査の進め方について、当該学校に対して明確に伝えておく必要があった。

第4節 本事案第三者委員会による調査に係る当該学校の対応に対する県私学振興課の対応の問題点

2016(平成 28)年 12 月 18 日、本事案第三者委員会は第一回目の会議を開いた後、2017(平成 29)年 11 月 16 日には本事案に係る訴訟は上告棄却となって終了したが、その後、2 年以上の空白を経て、2020(令和 2)年 3 月 27 日付で調査報告書が提出された。この間、県私学振興課は、進捗状況を確認し、速やかな調査報告を促すなどを行っていない当該学校の対応について指導すべきであった。

第5節 県私学振興課の不適切発言について

本事案に係る当該学校に対する県私学振興課の指導の問題とは離れるが、令和 3 年 11 月 26 日、本再調査部会が当該生徒の保護者からの聞き取り調査を実施した際に、「県私学振興課員による看過できない言動があった」として以下の申告を受けた。

- ・平成 28 年ころ、第三者委員会が始まる前の辺りに県の方から「第三者委員会の間はマスコミとかそういうところには全く出ないでくださいよ」と言われた。「それがわかったらもうこれはやめます、やりません」見たいな感じで。
- ・平等性に欠けるという理由できつい口調で言われ、最後には「無視ぐらいで」とあざけるような口調で言われた。

当該生徒の保護者はこのとき県私学振興課職員 2 名から名刺を受領しており、両名の氏名を把握していたため、本再調査部会はこれら職員に対して当該発言の事実の有無と真意を確認したが、両名とも「記憶にない」旨回答した。

事実関係の有無を確認することはできなかったが、もし仮に当該生徒の保護者の申告どおりの発言があったのであれば、なぜそのような発言を行ったのか、真意を測りかねる。そもそも法に則った重大事態調査を当該学校に促すことは県私学振興課の果たすべき役割で

あり、それをしないでおく（やめる）こと自体、考えられない。また、第三者委員会が設置されれば、その調査をやめさせる権限もない。さらに、当該保護者がマスコミに出たとしても、県私学振興課が困ることもない。強いて考えるなら、「平等性に欠ける」＝「当該学校のことも考えてマスコミに出ないで欲しい」との主張と解することはでき、それまで当該学校に不適切な対応を行ってきた後、方針を転換したとして当該学校の不信感を買ったことから、当該学校の意向を忖度しようとした、との論理は成り立たなくはない。

仮に、当該生徒の保護者の申告とは異なる表現で別な説明を行っていたのだとしても、「きつい口調で」「無視ぐらいで」と伝わったのだとすれば、本来伝えるべき事項が全く伝わっていないばかりか、当該生徒保護者に対する誤ったメッセージとして伝わったことになる。

いじめが起こった場合、被害者は早期対応を強く望むが、学校や行政は加害者の権利にも配慮した中立の立場が求められるため、被害者の要望に対して納得を得られるような対応をすることは困難である。だからこそ、学校や行政は被害者の心情を斟酌し、疑念を生じさせることなく円滑に事案に対応するために親切的な説明を行う必要がある。そのため、発言はその内容だけでなく表現にも十分に配慮しなければならない。

第5章 提言

本事案が、いじめの重大事態調査にとどまらず、再調査にまで至った理由は、当該学校が、本事案発生後、速やかにいじめが疑われる重大事態の発生を報告せず、重大事態の調査を行わなかったことに尽きる。これは、当該学校の法の無理解に由来すると同時に、適切に助言を行わなかった県私学振興課の法の無理解に由来する。また、最初にいじめを訴えられた関係職員が適切に対応することができず、自傷行為を止められたかもしれない可能性を失ったことも、当該学校が法を正しく理解せず、教職員に対する適切な対応の周知が不十分で、校内のいじめ対策組織が適切に設置されていなかったことに由来する。この点は、当時の『X高等学校いじめ防止対策マニュアル』の不備（新旧のいじめ定義の混在等）からも明らかである。

3章で個々の問題点を指摘してきたが、当該学校に求められるのは、法を正しく理解し、国の基本方針や調査ガイドラインに沿って、いじめの未然防止や早期発見等、またいじめが疑われる行為への適切な対処ができるように変わることである。全教職員が法を熟読し、国の基本方針と調査ガイドラインに沿った行動ができるよう、ていねいな研修が行われることを望む。

同様に、県私学振興課は、法に則って指導や助言を行う立場にあることを自覚し、適切な対応を行うことができるよう、文部科学省とも連絡を密にし、法を正しく理解することが求められる。

付帯意見 重大事態調査の遅延を防ぐ

Ⅰ章で指摘したとおり、本事案発生から本再調査部会の設置までには長い年月がかかった。その原因の大半は、2章と4章で見てきたとおり、当該学校の法の無理解と法に則った対応に対する消極的な姿勢によるものである。また、5章で見てきた県私学振興課による助言不足も関わっている。

現在では、調査ガイドラインが公表され、それと併せて国の基本方針が改定されたこともあり、そうした法に則ることのない対応が許されないものであることは全国の学校に伝わっているはずである。それゆえ、法や国の基本方針、調査ガイドラインに従って事を進めていく限り、同様の事案が発生する可能性は減っているものと期待される。

とは言え、それでもなお、学校が恣意的に調査を遅らせることは不可能ではない。とりわけ、私学の場合には、都道府県等が直接に命令や指導を行うことができないことから、一つ一つの手続きをゆっくりと進める、提出を求められた資料の提供等に当たり、使用目的等に関する質問を繰り返したり、質問に対する回答の内容の検討に時間をかけたり、使用に当たって条件付けを行ったりする等の行為だけでも、数ヶ月から1年以上遅らせることは可能である。また、第三者委員会の構成を学校中心のものとするなどし、委員会の開催間隔を空けることで、やはり数ヶ月から1年以上遅らせることは可能である。さらに、本事案のように、実質的な調査を終えていながら公表までに数年間の空白期間を持たせるならば、合計で3年間以上遅らせることなど、容易にできてしまう。

つまり、小学校4年生以上の事案であるなら、関係児童生徒が全て卒業した後、また関係職員の多くも異動した後に報告書を公表することにより、再調査が認められたとしても関係者に直接に聞き取りを行うことは困難な状況を作りだすことができる。そうした恣意的な運用が行われなかったためにも、学校関係者はもとより、行政関係者や保護者等も含めて、法に対する理解を深め、恣意的な遅延を監視できるようになることが求められる。また、確たる理由のない遅延に対する罰則等も求められよう。